

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

2021年3月号 (Vol.7)

電動キックボードに係る新たな特例措置
及び検討中のタクシーに関する規制緩和の概要

I. はじめに

II. 本特例措置の概要

III. タクシーに関する規制緩和の概要

IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

koji.toshima@mhm-global.com

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

norihito.sato@mhm-global.com

弁護士 真下 敬太

TEL. 03 6266 8534

keita.mashita@mhm-global.com

弁護士 塩崎 耕平

TEL. 03 5293 4860

kohei.shiozaki@mhm-global.com

I. はじめに

電動キックボードについては、2020年10月、普通自転車専用通行帯の通行を可能とする特例措置（以下「特例措置（2020年）」といいます。）¹が実施され、株式会社Luup等により、当該特例措置を活用した実証実験が行われました²。今般、特例措置（2020年）に続き、電動キックボード運転時のヘルメット着用を任意にすること等を内容とする特例措置（以下「本特例措置」といいます。）を新たに講じる旨が公表されました³。警察庁は、2020年2月5日に、本特例措置のための内閣府令等に関するパブリックコメント手続を開始し⁴、同年3月7日にパブリックコメントを締め切った上、同年4月上旬頃に公布・施行する予定です。

また、タクシー料金につき、需要に応じて一定の幅の中で変動させるダイナミック・プライシングを導入すること等の、タクシー規制の見直しが2021年2月22日の規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ⁵で議論され、報道もされる等、注目を集めています。ダイナミック・プライシングの導入により、これまでタクシーを利用してこなかった層の需要の開拓につながることを期待されます。

これらは、MaaSの推進及び利便性向上に資することが期待されることから、本号で

¹ 特例措置（2020年）の概要については、本ニュースレター2020年8月号（Vol.3）をご参照ください。
(<https://www.mhmjapan.com/content/files/00042851/20200819-034312.pdf>)。

² 経済産業省による2020年10月16日付ニュースリリース
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201016005/20201016005.html>)

³ 経済産業省による2021年2月8日付ニュースリリース
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210208002/20210208002.html>)

⁴ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120210001&Mode=0>

⁵ 第9回 投資等ワーキング・グループ 議事次第
(<https://www8.cao.go.jp/kisei-ka/kaku/kisei/meeting/wg/toushi/20210222/agenda.html>)

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

は、本特例措置及び現在検討されているタクシーに関する規制緩和の概要について取り上げます。

II. 本特例措置の概要

本特例措置は、電動キックボード（定格出力 0.60 キロワット以下のもの）が道路交通法（以下「道交法」といいます。）上、「原動機付自転車」⁶に該当することにより課される、①運転時のヘルメット着用義務⁷、②車道通行義務⁸及び③原動機付自転車に係る一方通行の道路における双方通行の禁止⁹の規制を一部緩和するものです。

すなわち、一定の電動キックボード¹⁰を貸し渡すことを内容とする新事業活動¹¹に係る新事業活動計画としての認定¹²を受けたものに従って貸し渡され、当該新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行している電動キックボード（以下「特定小型電動車」といいます。）について、以下が可能となるよう新たな規制の特例措置¹³を講ずるものとされています。

①特定小型電動車を小型特殊自動車¹⁴として位置づける

②特定小型電動車を押して歩いている者を歩行者とする

③特定小型電動車が自転車道を通行することを可能とする

また、区域内において、特定小型電動車を自転車一方通行に係る交通の規制の対象とした上で、

④特定小型電動車が、普通自転車が一方通行に係る交通の規制の対象となっていない道路を（自動車が一方通行に係る交通規制の対象となっていたとしても）双方向に通行することを可能とする

⑤特定小型電動車が普通自転車専用通行帯を通行することを可能とする

なお、本特例措置は、(a)当該新事業活動計画が次の(1)から(3)までのいずれにも該当

⁶ その他、電動キックボード（定格出力 1.00 キロワット以下のもの）は、道路運送車両法上の「原動機付自転車」にも該当するため、道路運送車両の保安基準への適合や、自動車損害賠償責任保険への加入が義務付けられています。

⁷ 道交法 71 条の 4 第 2 項。

⁸ 道交法 17 条 1 項。

⁹ 道交法 8 条 1 項、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一。

¹⁰ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道交法 2 条 1 項 11 号に規定する軽車両、同項 11 号の 3 に規定する身体障害者用の車椅子及び同項 9 号に規定する歩行補助車等を除く。）に該当するものをいいます。

¹¹ 産業競争力強化法 2 条 3 項。

¹² 産業競争力強化法 9 条 1 項、10 条 1 項。

¹³ ①から③までにつき道路交通法施行規則の適用に関する新たな規制の特例措置が、④及び⑤につき道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな規制の特例措置が、それぞれ講じられる予定です（<https://www.npsc.go.jp/policy/list/koutsuu/sankyouhou.pdf>）。

¹⁴ 特殊自動車で、車体の大きさが、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2m（ヘッドガード、安全キャブ、フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが 2m 以下のもの）あっては、2.8m）以下のものうち、15km/h を超える速度を出すことができない構造のもの（道交法 3 条、同施行規則 2 条）をいい、フォークリフト、農耕用トラクター等が該当します。道交法上、小型特殊自動車には、ヘルメット着用義務が課されていません。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

し、かつ、(b)当該電動キックボードが次の一定の基準に該当する場合に限り適用されることとなる予定です（赤字下線部分は、特例措置（2020年）の基準との相違点を示します。）。

- (1) 貸し渡される電動キックボードの走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される電動キックボードに係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- (3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（電動キックボードに係る一定の基準の概要）¹⁵

- ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
- (ア) 長さ 140 センチメートル
 - (イ) 幅 80 センチメートル
 - (ウ) 高さ 140 センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。

上記のとおり、本特例措置は、運転時のヘルメット着用を任意にするため、特定小型電動車を道交法上の「小型特殊自動車」と位置づけています。小型特殊自動車の最高速度は15km/h未満であることから、本特例措置における最高速度は、特例措置（2020年）における20km/h未満から、15km/h未満に引き下げられているものと思われます。また、特定小型電動車の運転には、小型特殊免許又は普通免許や普通二輪免許等の「小型特殊自動車」を運転可能な運転免許¹⁶が必要となる点にも留意が必要です（原付免許では小型特殊自動車を運転できません。）。

なお、小型特殊自動車は二段階右折を行う義務はありませんが¹⁷、特定小型電動車においてどのような措置が取られるかは今後確認が必要です。

また、本特例措置が適用されるのは、認定を受けた新事業活動計画に従って貸し渡される等の要件を満たす特定小型電動車に限られ、特定小型電動車以外の個人所有の電動キックボード等は、道交法上、依然として「原動機付自転車」と取り扱われるため、ヘルメット着用義務等の規制を遵守する必要があります。

¹⁵ 特例措置（2020年）の基準では、「イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。」が定められておりましたが、本特例措置の基準では削除されています。

¹⁶ 道交法85条1項、2項。

¹⁷ 道交法34条3項、5項参照。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

Ⅲ. タクシーに関する規制緩和の概要

河野太郎行政改革・規制改革担当大臣は、2020年12月23日のテレビ番組で、「雨でタクシーがつかまらないときは料金を上げ、夜中に乗る人がいなければ下げる」といった例を挙げ、タクシー料金を「需給に応じてもっと自由に換えられれば、需要を喚起できる」と語り、タクシー料金の規制緩和に向けた意欲を示していました¹⁸。

赤羽国土交通大臣、河野大臣及び平井デジタル改革担当大臣の三者で2021年1月13日に行われた「2プラス1会合」において、GPSデータを利用して移動距離や運転状況を把握するソフトメーターの導入、需要に応じてタクシー料金を一定の幅の中で変動させるダイナミック・プライシングの導入、IT点呼の拡大等について意見交換されました¹⁹。

さらに、2021年2月22日の規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループでは、上記ソフトメーターやダイナミック・プライシングの導入等について議論されました。

ソフトメーターの導入については、国土交通省が検討会を再開し、2021年内を目途に、導入に当たっての課題（正確性の担保手段等）解決を図ったうえで、制度設計を進めることが示されました²⁰。

ダイナミック・プライシングの導入については、2021年に国の調査事業（海外事例の実態調査・実車による実証）を実施する等により、課題解決に向けた検討を進め、ソフトメーターの導入の進展状況を踏まえながら制度設計を行うことが示されました。

また、現在、隣接敷地で近距離の営業所と車庫間でIT点呼が可能ですが、遠距離の営業所と営業所との間でもIT点呼が可能になるよう、2021年内を目途に、国の調査事業（IT機器による実証）を実施して課題解決を図ったうえで、制度設計を進めることも示されました。

今後のこれらの導入に向けた検討、法改正等の動きは注視しておく必要があります。

Ⅳ. おわりに

本特例措置により、電動キックボード普及の障害の一因とされていたヘルメット着用義務に係る規制が緩和され、電動キックボードの普及に向けてまた一歩近づいたと

¹⁸ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODE23BB10T21C20A2000000/>

¹⁹ 赤羽国土交通大臣会見要旨 2021年1月15日 (<https://www.mlit.go.jp/page/daijin210115.html>)、河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨 2021年1月15日

(https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/ka_ken/20210115kaiken.html)。なお、自動運転に係る改造車の基準緩和手続きの合理化、自動運転における二種免許の緩和、完全キャッシュレスに対応した自動運転サービス車両の規制緩和等についても意見交換されたとのこと。

²⁰ なお、河野大臣からは、記者会見における記者からの質問に回答する形ではありますが、計量法に基づいたメーターを搭載しているタクシーと、ソフトメーターのタクシーとを一目で外観上区別することを可能にする等を求める等の法改正も必要になるとの見解も示されています（河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨 2021年1月15日

(https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/ka_ken/20210115kaiken.html)。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

いえます。他方で、本特例措置は、あくまで認定を受けた新規事業活動計画に従って貸し渡される特定小型電動車に限定した措置であることには変わりなく、電動キックボードの全面的な普及に向けてはまだ道半ばといえます。

タクシー料金に関しては、2020年11月30日に、国土交通省が、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」²¹という通達を改正し、タクシーの複数回の利用分の運賃を一括して支払う制度である一括定額運賃や、需要の増減に応じ、迎車料金を変動させる制度である変動迎車料金という新しい仕組みを導入しています。また、配車アプリを通じ、目的地の近い旅客をマッチングし、相乗りする制度（相乗りタクシー）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら導入時期を検討することとされています。このように、タクシー料金・サービスに関しては、昨今多くの新たな取組みが行われておりますが、ダイナミック・プライシング等の導入により、タクシーの利便性がさらに向上することが期待されます。

これらの規制緩和の進展により、ひいてはMaaSの推進及び利便性向上に資することが期待されます。

NEWS

- 佐藤 典仁 弁護士が、東京交通新聞 3 面『元国交省・佐藤弁護士 法律事務所の共同経営者に 自動車関連法対応に注力』と題した記事に掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

²¹ <https://www.mlit.go.jp/common/001375006.pdf>